

様式第二十六号（第二十三条の三関係）

建設業者監督処分簿

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	八州電気工業株式会社	代表者氏名	平尾 初
主たる営業所の所在地	岡山市北区東古松5-6-24		
許可番号	岡山県知事 般-6 第20316号	許可を受けている建設業の種類	電、管、通、消

2 処分に関する事項

処分年月日	令和7年1月31日	処分を行った者	岡山県知事
根拠法令	建設業法第28条第3項（同条第1項第2号該当）		
処分の内容			
建設業法第28条第3項の規定による営業の停止			
1 停止を命ずる営業の範囲			
全国の区域内における管工事業に関する営業			
(注) 「管工事業に関する営業」とは、注文者から管工事を請け負う営業をいう。			
2 期間			
令和7年2月15日から令和7年3月8日までの22日間			
処分の原因となった事実	主任技術者の不設置		
八州電気工業（株）は、建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していた。 このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当する。			
その他参考となる事項	同社の役員に対して、同期間営業の禁止を命じている。		